

下水道広報用映像コンテンツ作成業務委託

募集要項（公募型プロポーザル）

令和8年6月

大阪市建設局

1 案件名称

下水道広報用映像コンテンツ作成業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と事業概要

下水道は日々の生活を支えるために不可欠なインフラであり、衛生的な環境の維持や持続可能な都市づくりに欠かせない存在である。しかしながら、下水道の仕組みや下水道事業の取り組みについて、市民に馴染みがなく、十分な認知がされていない状況である。

本業務は、下水道事業を単なる施設紹介に留めず、都市の持続可能性・安全を支える社会インフラとしての役割と、先端技術の開発と実証の場としての側面を親しみやすく、わかりやすく映像にて可視化することを目的とする。映像化にあたっては、キャラクターを用いたエンターテインメント性を取り入れるとともに、普段目にするのできない地下管路や水処理プロセスの裏側を「探検・観察」する視点で提示することで、視聴者の知的好奇心を刺激する「発見」の演出を盛り込むこととする。メインターゲットは小学生と保護者としながらもドキュメンタリータッチとすることで、幅広い世代の理解と関心を喚起することを狙う。

(2) 業務内容

具体的内容については、「特記仕様書」を参照のこと。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 6,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

本市は、下水道広報用映像コンテンツ作成業務委託契約に基づき業務委託料を負担し、当該業務委託料以外の費用は負担しない。当該業務委託料には、受注者が「特記仕様書」記載の業務を遂行するにあたって必要となる費用が含まれるものとする。

3 応募資格

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人とする。一部業務の再委託は本市が認める範囲で可能とする。

応募者は以下の参加資格要件を参加申請時に満たしていなければならない。当該要件を満たしていない応募者の応募は認めないものとする。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

公募型プロポーザル参加申請時において、次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 参加申請時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (5) 令和7・8・9年度大阪市入札参加資格者名簿（物品供給等・業務委託）種目「04：映画等制作・広告・催事・印刷、01：映画・ビデオ制作、01：映画・ビデオ等」において登録されていること。
- (6) 複数事業者による共同体にあたっては、構成員すべての事業者が上記（1）～（5）の要件を満たし、かつ、次の要件も満たしていること。

※（5）の要件については、代表者のみに適用する。

ア 各事業者は、共同体の代表者となる事業者（代表者）を決め、全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を定め、その者が提案書の提出を行うこと。

なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とする。

イ 参加申請書類提出後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は原則として認めない。

ウ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

エ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。

オ 各構成員は、複数の異なる共同体の構成員となることはできない。

4 スケジュール（予定）

・公募開始	令和8年6月29日（月）
・質問受付締切	令和8年7月15日（水）
・質問に対する回答	令和8年7月22日（水）
・参加申請関係書類の提出期限	令和8年7月29日（水）
・参加資格決定通知および参加者番号交付	令和8年8月3日（月）
・企画提案書の提出期限	令和8年8月28日（金）
・プレゼンテーションの開催日	令和8年9月7日（月）
・選定結果通知	令和8年9月10日（木）（予定）
・プレゼンテーションの開催日（予備日）	令和8年9月11日（金）
・選定結果通知（予備日の場合）	令和8年9月15日（火）（予定）
・契約締結・事業開始	令和8年10月上旬予定
・業務完了	令和9年3月19日（金）

5 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付・回答

① 受付期間

令和8年6月29日(月)～令和8年7月15日(水)17時30分まで(必着)

② 受付方法

「質問書」【様式1】により「10 その他(2) 提出先、問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛てに送付すること。

なお、件名は「【質問：下水道広報用映像コンテンツ作成業務委託(会社名)】」とすること。

※電話や口頭での質問及び、締め切り以降の質問は受け付けない。

③ 回答

質問に対する回答は、令和8年7月22日(水)に建設局ホームページに掲載する予定です。

掲載ページ：トップページ>産業・ビジネス>入札契約情報>業務委託入札等情報(測量・建設コンサルタント等含む)>プロポーザル方式等発注案件>プロポーザル方式等発注案件一覧(建設局)>下水道広報用映像コンテンツ作成業務委託

(2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

① 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申請書【様式2-1または2-2】

イ 公募型プロポーザル参加にかかる誓約書【様式3】

ウ 共同事業体届出書兼委任状(共同体での参加の場合のみ)【様式4】

エ 共同事業体協定書【様式5】

オ 類似業務実績【様式6】

カ 会社概要書【様式自由】

(業務内容などが記載されたもの。パンフレット等も可とする)

② 提出期限

令和8年7月29日(水)17時30分まで(必着)

③ 提出方法

持参のほか郵送(宅配可)によること。

ただし、郵送(宅配)の場合は配達までの過程の記録が確認できるものにする。

④ 提出先

「10 その他(2) 提出先、問い合わせ先」と同じ

⑤ 参加資格審査結果通知・参加者番号の交付

すべての参加申請者に対し、令和8年8月3日(月)に、【様式2-1または2-2】に記載された担当者メールアドレスあてに通知する。

交付された参加者番号は、企画提案書の全頁の右上に「No.○」と付すこと。

6 企画提案書の提出

企画提案書は、原則A4版とするが、やむを得ずA3版を使用する場合は、Z折りによりA4サイズに折りたたむこと。

企画提案書の枚数は、表紙、目次を含めず20ページ以内とし、両面印刷すること。

なお、A3版を使用する場合は、1面を2ページと換算する。

(1) 提出書類及び提案を求める内容

① 本業務に対する考え方、実施方針【様式自由】

- ・業務目的や本市が提示する下記のテーマ等を踏まえた映像コンテンツの全体の実施方針や演出の考え方を整理すること。

[テーマ]

本業務は、「客観的な報道」、「知的好奇心や親しみやすさ」、「エンターテインメント」を組み合わせることで、下水道の多目的な価値を“テレビ番組クオリティ”で伝えることを目指す。

② 映像コンテンツの企画提案【様式自由】

- ・全体の基本方針や演出の考え方を踏まえた映像コンテンツの作成の実施方針として、映像や絵コンテなどを用いて映像構成（シナリオ、デザイン等）案を示すこと。
- ・提案内容のポイントを記載してください。

ア 映像の狙い

イ 映像の編集（映像の構成や強弱、キャッチコピー等）の考え方

ウ 映像のデザイン（レイアウト、フォントサイズ、ビジュアルなど）に対する考え方

エ 「特記仕様書 6業務内容 (2) 映像の要件・規格等」に対する考え方

オ 映像作成における工夫、アピールポイント

※見積金額の範囲内で実現可能なものにすること。

③ 業務実施体制表【様式自由】

本業務にかかる実施体制（人員配置）について記載すること。

④ 業務実施スケジュール【様式自由】

⑤ 経費見積【様式自由】

経費見積書の作成に当たっては、経費の内訳及び積算（単価や数量等）がわかるように記載すること。

見積書には、少なくとも以下の区分ごとに記載すること。

- ・企画、構成
- ・撮影（人件費・機材費含む。）
- ・CG・特殊表現
- ・ナレーション
- ・BGM（使用料・作成料含む。）
- ・オリジナル楽曲作成
- ・オリジナル楽曲用アニメーション
- ・管理費

なお、契約上限額を上回る金額での提案は無効とする。

(2) 提出部数

紙媒体は10部（正本（記名・代表者印を押印したもの）1部、副本9部）、映像はCD-RまたはDVD-Rに格納の上、2枚（正本1枚、副本1枚）を提出すること。副本についてはマスキング等の処理により、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク、役職名、個人名等）の記載がないものとする。

(3) 提出期限

令和8年8月28日（金）17時30分まで（必着）

(4) 提出方法

持参のほか郵送（宅配可）によること。

ただし、郵送（宅配）の場合は配達までの過程の記録が確認できるものにする。

(5) その他

提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

提出書類の全頁の右上に交付された参加者番号（「No.○」）を付すこと。

7 プレゼンテーション

企画提案書に関する書類を提出した事業者のうち、企画提案書の書類審査の結果の上位の事業者（6者の予定）を対象にプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションに出席しない場合は、応募を辞退したものとみなす。

(1) 実施日時・実施場所（予定）

① 企画提案書を提出した事業者が6者以内の場合

日付：令和8年9月7日（月）

場所：大阪市建設局 第13 共通会議室

② 企画提案書を提出した事業者が7者以上の場合

・ 書類審査（1次審査）

日付：令和8年9月7日（月）

結果通知：令和8年9月9日（水）（予定）

※1次審査結果については、【様式2-1または2-2】に記載された担当者メールアドレスあてに通知する。

・ プレゼンテーション（2次審査）

日付：令和8年9月11日（金）

場所：大阪市建設局 第3 共通会議室

※2次審査結果については、「8選定に関する事項（4）選定結果の通知及び公表」と同じ。

(2) 内容・方法

- ・ 企画提案書を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。

あわせて、必要に応じて、提出した映像（CD-RまたはDVD-Rに格納したデータ）を再生するなど、映像を用いた説明を行って差し支えない。

- ・ 資料の変更・追加は認めない。
- ・ 参加人数は1者あたり3名以内とする。

※時間等の詳細は、事前連絡を行う。

8 選定に関する事項

(1) 評価基準

評価は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な評価を行うものとする。

(配点設定) ※選定会議各委員の評価点は100点満点とし、配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点	配点
理解度	・本業務に対する考え方、実施方針において、事業の趣旨、目的を理解した提案内容となっているか。	20
企画内容の充実度	・児童でも理解できる分かりやすさを確保しつつ、幅広い年齢層の視聴に耐えうる表現や、演出となっているか。 ・下水道事業無関心層に対して興味・関心を喚起する内容となっているか。 ・「客観的な報道」・「知的好奇心と親しみやすさ」・「エンターテインメント」が、違和感なく組み合わせられているか。 ・最後まで視聴者を引きつけるストーリー構成や演出、表現となっているか。 ・民間企業ならではの、創意工夫やアイデアが盛り込まれた提案内容となっているか。	50
実現性	・業務実施体制は責任者及び人員が適正に配置され、提案内容を確実に実施できる体制となっているか。 ・実施手順や工程が記載され、実現可能な内容となっているか。 ・経費見積書は提案内容に見合う積算となっているか。 (※金額自体は評価対象としない)	25
類似業務実績	・令和2年度以降、映像コンテンツ作成業務の元請けによる契約実績(履行中のものを除く)が豊富か(実績数5つで満点とする)。	5
合計		100

(2) 選定方法

ア 本企画提案の評価については、学識経験者等で構成する選定会議の意見を受けて選定する。

イ 選定会議では、評価基準に沿って企画提案書類及びプレゼンテーションの評価を行う。

ウ 選定委員1名あたりの評価点は100点とし、選定委員の評価点の合計点を基に受託予定者を選定する。

エ 基準点は、選定委員の評価点の平均が60点とし、原則として、基準点を上回った者のうち、最も点数の高かった参加者を受託予定者として選定する。

なお、すべての参加者が基準点に満たなかった場合、選定会議の意見を踏まえて最高得点者の参加者にヒアリングを行い、企画提案書の内容について修正が可能であれば、修正したうえで当該参加者を受託予定者とする。

オ 評価点において、いずれかの評価項目が 0 点となった場合は、当該参加者は基準点を上回っている場合であっても受託予定者として選定しない。

ただし、「類似業務実績」の評価点が 0 点である場合を除く。

カ 評価の結果、評価点が最も高い事業者が複数ある場合は、次のとおり決定する。

(ア) 「企画内容の充実度」の評価点が高い者を受注予定者とする。

(イ) 「企画内容の充実度」の評価点と同じ場合は「理解度」の評価点が高い者を受注予定者とする。

(ウ) 「理解度」評価点も同じ場合は「実現性」の評価点が高い者を受注予定者とする。

(エ) 「実現性」の評価点も同じ場合は「経済性」の評価点が高い者を受注予定者とする。

(オ) (エ)において、なお複数ある場合は、くじ引きにより決定する。

キ 参加者が 1 者であっても選定会議にて評価を行い、評価結果により当該参加者を契約相手方とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

② 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

⑥ 経費見積書の見積金額が契約上限額を上回ること。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

9 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、特記仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。なお、検査は契約期間内に実施する。

(3) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(4) 再委託について

- ① 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- ② 受注者は、コピー、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ③ 受注者は、上記①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- ⑤ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(5) その他

- ① 原則として、提案した事業内容を実施しなければならないが、発注者との協議により修正する場合がある。
- ② 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

10 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 参加申請書及びその他必要書類、企画提案書の作成や提出及びプレゼンテーションに要する費用は、参加者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

- ③ 提出された参加申請書及びその他必要書類、企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、本業務の用途以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ⑥ 本業務のために新たに作成された、イラスト、デザイン等の著作権は発注者に帰属する。ただし、成果品に受注者または他者が既に著作権を保有しているもの（以下「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、受注者または他者に帰属するものとする。この場合、受注者は発注者に対し、当該成果品を発注者が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾し、または他者の承諾を得るものとする。
- ⑦ 本成果品にかかる著作権（上映、頒布、貸与、複製、公衆送信及び二次利用権を含む）は発注者に帰属する。
- ⑧ 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、発注者と協議を行い策定した仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容に沿うものではない。
- ⑨ 企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。
- ⑩ 企画提案作品において生成A Iの利用は業務支援目的のみでの利用にすること。
また、業務支援のみを目的として生成A Iを使用する場合及びその他詳細は別紙「生成A I利用に関する特記仕様書」及び「生成A Iの利用規定」を参照・遵守すること。

（２）提出先、問い合わせ先

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6階

大阪市建設局 下水道部調整課（経営企画担当）

電話 06-6615-6855

Fax 06-6615-7690

メールアドレス keieikikaku-gesui@city.osaka.lg.jp

受付時間：土日、祝日、年末年始を除く午前9時00分から午後5時30分までとする。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報を入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで利用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。